ID: 346

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	芦屋市法定外公共物管理条例　第18条及び第19条
例規番号	平成17年条例第16号

【根拠条文】

（過料）

第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)　第4条の規定に違反し、同条各号に規定する行為をした者

(2)　第5条第1項又は第6条第2項の規定による許可を受けないで、第5条第1項各号に規定する行為をした者

(3)　第5条第3項の規定による許可の条件に違反し、同条第1項各号に規定する行為をした者

(4)　第11条の規定による許可を受けないで、その権利を他人に譲渡し、又は転貸した者

(5)　偽りその他不正の行為により第5条第1項又は第6条第2項の許可を受けた者

第19条　詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日